

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「小学校」の下に「（これに準ずる学校を含む。）」を加える。

附 則

この規程は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。